

# 令和 8 年度 京都市立松原中学校「学校いじめの防止等基本方針」(案)

## I 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条、京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定)に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

- ① すべての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値観を大切に作る心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

## 2 いじめ対策委員会の設置

### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

**生徒指導委員会(いじめ不登校対策委員会を兼ねる)**

[実施予定] 月1回(※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。)

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導主任 補導主任 生徒会主任 養護教諭 各学年主任 総合育成支援教育主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー(当該生徒担任)

(※緊急に対応を要する場合は、構成員を拡大して対応する。)

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。

・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う

### [生徒・保護者への周知方法]

・いじめ対策委員会の役割などを、生徒には全校集会で、保護者・地域などへは学校ホームページ・学校だよりなどを通じて周知する。

## 生活・補導部会

[実施予定] 週1回

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導主任 補導主任 学年補導係 生徒会主任 部活動係 養護教諭 スクールカウンセラー

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。

・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

### 3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

#### ① 学習環境の整備

自己有用感を高めるために、評議会の中で取り組み方を検討し、生徒同士が良いところを探し、配布・掲示をする。

#### ② 授業改善の充実

・公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

#### ③ 道徳教育、人権教育の充実

・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業を中心に、教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。これまで道徳の授業カリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止等の基礎となり道徳的資質を培うための道徳の授業を、人権学習と合わせて実施していく。また、生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として表れる、人権意識を高める取り組みを行う。

#### ④ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

#### ⑤ 生徒同士の絆づくり(学級、縦割り、部活等)

・学級において、「体育大会」「生徒総会」「文化祭 発表の部(合唱コンクール)」などの学校行事を中心に、学級の中でより良い集団づくりを目指す。

・小中連携の中で生徒会を中心に、「小中交流会」などに取り組み、中一ギャップの解消や小中の繋がりづくりを図る。

・部活動において、生徒が学年や学級の所属を離れて、共通の興味や内容を追求する中で、自己の特性、能力の発見やその伸長、より豊かな人格を形成することを進める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・日常の生徒観察や教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づ

き、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

- ・日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート)を年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の教育相談はもちろんのこと、年2回の教育相談週間を設定する。前述のクラスマネジメントシートを通して、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向性を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し支援・指導を行う。
- ・教育相談の事前アンケートを用いる。

### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

#### ① 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・生徒同士の絆づくり
- ・授業改善の充実
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。
- ※事実内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
- ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

### ③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応について

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。また、「ケータイ教室」により、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについての未然防止に努め、問題掌握時には適切な指導を行う。

(個人情報の取扱い) \*京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

### ④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消の定義 \*京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定)

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ① 内容

- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修(生徒指導研修など)を実施する。
- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

### ② 実施時期

- ・生徒指導研修(4月、8月)
- ・学年会等の情報交換(随時)

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### (1) 情報発信

- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

### (2) 啓発

- ・生徒への啓発

生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

また、いじめのない安心して通える松原中を創るための取組の充実を図る。

・保護者への啓発

「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。

機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

(3) 協同の取組

・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

・いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日を超える期間)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

・法第28条第1項に基づき、学校は、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。

・また、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆年間目標①(部会ごと) 「前年度の課題の共有と今年度の目標決定」 ◆年間目標②(全体) 「今年度の目標の共有」 ◆校内研修会①、② ①「生徒指導の基本方針の確認」 ②「支援・配慮について」	・入学式 ・学級開き ・新入生歓迎会 ・学年集会 ・学級目標決め ・体育大会に向けた取組		・携帯使用に関するプリント配布 ・家庭訪問(1年) ・二者懇談会(2・3年)

5	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「不登校生徒への関わりについて」	・体育大会に向けた取組 【3年】修学旅行	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①	・PTA 総会① ・学校運営協議会① ・地域生徒指導連絡協議会①
6	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策①」 「記名式アンケートの実施に向けて①」 「不登校生徒への関わりについて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・体育大会 ・教育相談(全学年) 【全校】ケータイ教室  【全校】非行防止教室	・教育相談アンケート(全学年) ・教育相談の実施① ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・授業参観
7	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会④ 「記名式アンケートの結果の共有と対策」 「夏季休業中の生活について」 「不登校生徒への関わりについて」	・生徒総会 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・研究授業週間①(校内のみ) ・三者懇談会 ・学校評価の実施①
8	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑤ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆校内研修会③ 「不登校に関することについて」 ◆小中合同研修会	・教育相談(3年)	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 ・教育相談アンケート(3年) ・教育相談の実施(3年)②	
9	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑥ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆職員会議 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」	・文化祭に向けての取組	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	・学校運営協議会②
10	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆職員会議 「学校評価に基づく改善策について」	・文化祭 ・生徒会役員選挙  ・教育相談(1・2年) ・進路相談会(3年) 【1年】キャリア教育	・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談アンケート(1・2年) ・教育相談の実施(1・2年)②	・進路相談会(3年)
11	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑧ 「記名式アンケートの結果の共有と対策」 「年間の取組の見直し①」	【3年】薬物乱用防止教室 【1年】情報モラルオンライン教室	・オープンスクール・部活動体験	・進路保護者会 ・地域生徒指導連絡協議会 研修

12	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑨ 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 「不登校生徒への関わりについて」	・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 【2年】キャリア教育(チャレンジ体験)		・新入生保護者説明会 ・三者懇談会 ・学校評価の実施②
1	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「冬休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について	・冬休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・研究授業週間②(校内のみ)
2	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑪ 「不登校生徒への関わりについて」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			・地域生徒指導連絡協議会②
3	◇生徒指導委員会・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会③ ・PTA 総会②

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。